

処分業許可申請書説明書

(許可申請書の記入法)

申請書類を作る前にこの手引きをよく読んでいただき、間違いのないきちんとした書類を作ってください。

【処分業の許可】

事前協議を経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく基準に適合していると認められなければ、処分業の許可はできません。

基準に基づき申請書類を提出します。

【全般的注意】

- 1 書類の記入
黒のインクかボールペンで、はっきり書いてください。
- 2 別紙の添付
申請書類の枠内に収まらないとき、書けないときには「別紙のとおり」と書き込み、別紙を付けてください。
- 3 提出部数
正副2部提出してください。副はコピーで作ってもかまいません。
- 4 添付書類一覧表
新規の方は添付書類が多いので、一覧表を付けてください。
- 5 公的証明書
3ヵ月以内に発行されたものを使用してください。
- 6 契約書などの写し
申請書類にはコピーを付け、当課に原本を持ってきてください。
- 7 行政書士による代理申請の場合、委任状が必要です。

【申請書】

- 1 提出年月日
書かないでください。受け付ける日に書き込みます。
- 2 申請者の住所、氏名
住民票や登記簿謄本にあるとおりに書いてください
- 3 事業の範囲
 - (1) 事業の区分
中間処理又は最終処分の内容を書いてください。
 - (2) 廃棄物の種類
廃棄物の種類を書いてください。
一般廃棄物の種類・・・別表 参照

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類・・・法の規定による。

4 事務所及び事業所の所在地

熊本市内で業を行うにあたり、主な事務所及び事業所となる所在地を書いてください。

5 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

- (1) 熊本市内に施設を設置する場合にあたって、施設の設置場所となる所在地を書いてください。
- (2) 施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中間処理施設又は最終処分場を記入してください。
- (3) 最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量を記入してください。

6 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要

施設の処理方式、構造及び概要を具体的に書いてください。

7 都道府縣市名及び許可番号

他自治体の許可を有している場合のみ記入してください。また、同時申請する自治体があれば、「××県 同時申請（予定）」といった具合に書いてください。

【添付書類】

1 事業計画の概要を記載した書類（別記様式第1号）

2 営業所・処理施設（最終処分場も含む）付近の見取図（別記様式第2号）

3 事業の用に供する施設（積替え保管の場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書

4 施設設置場所の使用権を証する書類

使用設置場所の土地の登記簿謄本。他人の土地である場合は、設置場所の土地の賃貸契約書または使用承諾書。コピーを添付し、当課に原本を持ってきてください。

5 当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（埋立処分及び海洋投入を除く。）

6 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（業務経歴書、産廃処分業講習会修了証等）

個人の場合は申請者、法人の場合は役員もしくは政令使用人が受講し、修了証を得てください。

新規許可講習会の修了証の有効期限は5年間、更新許可講習会は2年です。新規及び更新の許可申請は修了証の有効期限内に行ってください。

新規に申請しようとしている業について、他自治体の許可を既に持っている方は、他自治体の許可証のコピーを添付すれば、更新の修了証をもって新規の許可申請が可能です。また、更新期限が切れて新規で許可を取り直すときも更新の修了証でかまいません。

7 誓約書（別記様式第5号）

法人の場合、株主や出資者についても該当しないことを誓約するものです。
必ず日付を入れて下さい。

8 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法等を記載した書類（別記様式第6号）

新たに施設を設置しない方は、既存の施設を使用する旨を記入してください。
資金を必要とする方は、銀行の残高証明、若しくは金融機関等の融資証明を添付してください。

9 過去3年分の資金調書と納税証明書

業を始めて3年を経過していないときは、現在までの取れる範囲全部。

○個人の場合・・・資産に関する調書（個人用）（別記様式第7号）

銀行の残高証明書

直前3年分の所得税納税証明書

○法人の場合・・・直前3年分の貸借対照表

〃 損益計算書

〃 株主資本等変動計算書

〃 個別注記表

〃 納税証明書（国税その1・納税額等証明書）

納税証明書は税務署発行のものに限ります。

10 市税滞納有無調査承諾書（別記様式第8号）

様式中央の-----線から上の部分のみ記入してください。

11 住民票抄本等

○個人の場合・・・申請者の住民票抄本（本籍記載のこと）、成年後見人等に登記されていないことの証明書。

○法人の場合・・・登記簿謄本と定款。役員等全員の住民票抄本（本籍記載のこと）、成年後見人等に登記されていないことの証明書。

12 感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類（別記様式第10号）

13 県外における許可証の写し

事業計画で処分後の産業廃棄物の持ち込み先が県外の場合は、持ち込み先の自治体の許可証の写しを添付してください。

※ 許可の更新の場合は1・6・7・8・9・10・11・12・13を添付してください。

なお、前回の許可取得時以降に車両や役員が変わっていても変更手続きをしていない場合、更新の手続き前に変更届を提出してください。

【提出方法】

- 1 提出先 熊本市ごみ減量推進課事業ごみ対策室（市役所7階）
- 2 申請手数料

区分	手数料を徴収する事務	手数料の額 (1件につき)
一般廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	92,000円
	更新許可申請審査	40,000円
産業廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	92,000円
	更新許可申請審査	94,000円
特別管理産業廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	95,000円
	更新許可申請審査	95,000円

申請時に納入通知書兼領収証書をお渡ししますので、指定金融機関で手数料を納入してください。

お問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市ごみ減量推進課事業ごみ対策室

TEL. 096-328-2365

FAX. 096-359-9945